

2007年1月レポート

国別:

タイ

1. ウルトラマン戦争
2. 日タイ自由貿易協定
3. DIPが知財推進強化策
4. 偽物薬
5. VCDメーカー、海賊版と戦う
6. ハリウッド、法により海賊版比率が下がることを期待
7. 貧困国の見過ごされがちな病気に焦点
8. タイはジェネリック薬のライセンスで製薬会社を仰天させる
9. 税関は海賊版への取締り強化
10. 安価なジェネリック薬2品が承認される

マレーシア

1. 違法商品に対する法律、より厳格化
2. MPAはマレーシアの著作権侵害に対する厳格な対応を賞賛
3. マレーシアの貿易交渉、ディスクの海賊版を壊滅させるか

シンガポール

1. 新基金はSMEの知的財産管理を奨励

フィリピン

1. NBI、400万ペソ相当のコンピューターとソフトの海賊版押収
2. 反模倣品セミナー
3. フィリピンの現行知的財産権法、初期技術保護には十分
4. 政府は模倣品対策の捜査網を拡大
5. 2006年の模倣品押収額13億ペソに
6. 税関局、DVDとVCDの複製機を押収
7. IPケースのデジタルデータベース開陳される
8. マニラ、IP侵害国リストの見直しに強気

インドネシア

1. 知的財産権でフランチャイズの定義が変更される
2. マイクロソフト社、インドネシアで20%の伸びを予想
3. インドネシアは1999年ジュネーブ条令加盟を考慮

ベトナム

1. セミナーは海賊版に照準
2. ベトナム、日本との経済連携協定の交渉開始
3. ベトナム、スペインと多分野での相互協力を打ち上げ

4. ベトナム、UPOV条約に従う
5. 首相はスイスが支援する知的財産計画を承認
6. 弁護士IP法を語る

インド

1. IT大企業、団結して海賊版と対決
2. 米国のグループ、Bollywoodの海賊版摘発を計画
3. 政府はインドの特許保護への取り組みを提示
4. インド政府TRIPs協定の変更に賛成
5. インド国民、ノバルティス社の特許訴訟に抗議

パキスタン

1. 海賊版ソフト使用のコンピューター2業者、逮捕される
2. パキスタンと日本、相互貿易推進のため15の課題に合意

トルコ

トルコ議会は海賊版出版物と戦うための法律改正を承認

中東

1. GCCは近々にEUとの自由貿易協定に署名
2. BSAの地域的反海賊版活動

タイ

1. ウルトラマン戦争

(ポスト・トゥデイ紙、ビジネス・マーケット欄、ページB2、タイ、2007年1月11日付、
ポスト・トゥデイ紙、ビジネス・マーケット欄、ページB1、タイ、2007年1月12日付)

ツブラヤ・チャイヨー・プロダクションのSompote Saengduenchai会長は、新年及びこどもの日(13日)の催しが行われていたデパートで、ウルトラマンをモデルとした製品を押収した。

同氏の会社は、日本の円谷プロダクションとの知財事件で勝訴しているため、押収せざるを得なかったと述べている。その判決によって、チャイヨー・プロダクションのオーナー会長であるSompote氏は、日本以外のすべての地域におけるウルトラマンのキャラクター及び商標すべてに対して独占的権利が与えられている。同氏は、ラジオとテレビを含むすべてのマスメディアで、流通、複製、放送する権利を有する。

しかしながら、後日、日本の円谷プロダクションの代理店であるPro-link社取締役Sampote Thienthong氏は、ツブラヤ・チャイヨーが押収した6体は、当該判決の中には含まれていないものであると説明する手紙を警察に渡した。

2. 日タイ自由貿易協定

(バンコク・ポスト紙、国内ニュース欄、4ページ、タイ、2007年1月12日付)

NGO活動家は、国家立法評議会のメンバーは直接選挙で選出されたわけではないから、遅延している日タイ間の自由貿易協定の締結には注意深い検討が必要であると、主張している。

なぜなら、この問題は広範かつ長期的な影響を与えるので、特別な政治状況下で選任された機関が決定を下すのは不相当だと、国家人権コミッションの知的財産に関する下部組織のBuntoon Srethasirote氏は述べている。この社会活動家は、幾つかの問題点があると語る。

これらの問題の中には、日本からタイに送られる廃棄物に対する関税削減や、微生物に対する特許、協定の交渉過程での透明性の不足や一般人の参加がないことなども含まれる。

担当した政府職員は、この協定によりタイが享受する利益について何度も強調し、活動家が心配するような否定的側面については過小評価している。一般の関心が高まるにつれ、暫定政権は昨年度末、交渉を促進すると発表した。

Buntoon氏は、政府は貿易協定を保留し、協定の原案を一般に公開すべきだと言う。FTA交渉の促進ではなく、暫定政権は自由貿易交渉の明確な方向性とガイドラインを示し、協定締結の結果噴出するかもしれない社会的対立を軽減するべきである。

3. DIPが知財推進強化策

(バンコク・ポスト紙、ビジネス欄、ページB10、タイ、2007年1月13日付、ネーション紙、ビジネス欄、ページ2B、タイ、2007年1月13日付、ポスト・トゥデイ紙、ビジネス・マーケット欄、ページB3、タイ、2007年1月13日付、クルンテープ・トラキット紙、経済産業欄、ページ5、タイ、2007年1月13日付、タイ・ニュース・サービス、2007年1月15日付)

知的財産局のPuangrat Asavapisit局長は、同局は2006年から2010年の4ヶ年戦略に沿った事業を継続して進めると述べた。

今年、同局はビジネスのための知的財産の推進、知的財産権システムの発展、知的財産権

の取締り、貿易秩序の推進を図っていく。

国王の80歳の誕生日の祝賀事業として、同局は非常にすぐれた発明の展示会を企画している。タイの特許データベースも開発され、情報はヨーロッパ特許庁とリンクされる。

Puangrat局長と同局では、来週、知的財産の侵害取締りへの効果的方法を探るため、タイ警察と協議する。彼らは、タイ北部でのこの問題の解決のために協力する。知的財産局は、レコード会社とも楽曲の著作権問題で協力する。また、同局では、模倣品を販売するテナントとのリース契約を解約するよう、幾つかのデパートの所有者に依頼している。担当官によれば、これらの模倣品の半分はデパート内で販売され、残りは露天商や市場で販売されている。

2006年1月から11月までの間で、計8,895件の知財侵害事件が裁判所に持ち込まれ、268万セットの違法商品が押収された。これに対し2005年は、7,689件の侵害事件で226万セットの押収であった。

最も強力な圧力団体であり、米国に本拠を置く映画協会(MPA)のような知財所有者は、近年の摘発の強化に満足感を表していると局長は述べた。

局長は、MPAのような業界団体の反応は、タイの不正行為制圧の試みの最良の目安になると述べた。たとえそうでも、タイはワシントンのスペシャル301条により、米国通商代表部の「監視国」に含められ、貿易の優遇策を削減される。

さらに、国連貿易開発会議では、タイの知的財産侵害対策の一助として、近い将来タイに専門家チームを派遣し、著作権侵害に対する摘発計画の作成を予定している。国連貿易開発会議のSupachai Panitchpakdi 事務局長が、タイの権利侵害予防制圧活動のレベル向上をさせるべく、タイをサポートするための計画を提案したと、局長は付け加えた。

これは、海外でのタイのイメージを向上させると局長は述べる。タイは、米国通商代表部(USTR)の監視国リスト国として注意深いモニタリングを受けているが、模倣品の量と価値を減らすための効果的な摘発計画を示すことにより、格付けを上げることが可能であると局長は述べた。局長によれば、通常、USTR は毎年1月か2月に貿易相手国の知財保護を見直すとのことである。

海賊版抑制のための国際協力を推進するため、タイ王国は間もなくインドネシアと覚書を交わし、別途オーストラリアとも交わして知財の認識度を高め、両国内での侵害を抑制する。

4. 偽物薬

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、4ページ、タイ、2007年1月18日付、
ネーション紙、国内ニュース欄、24ページ、タイ、2007年1月18日付)

少なくともこれらの薬の90%は偽物だと、食品薬事局(FDA)では述べた。Werawan Tangkeo 副長官は性的不全の男性のための偽物薬のほとんどは中国、インドからだと言った。

彼はFDAが自由な精力剤の販売を禁止する厳格な規制をとったことが、偽物薬の広まりの主要原因かもしれないと認めた。

薬の偽造はいまや世界的規模のビジネスだ。世界保健機関は偽薬の販売は2005年の350億米ドルから、2010年には少なくとも750億米ドルに増加するだろうと予測している。偽造薬の32.1%は有効な主成分を含まず、21.4%は偽の成分だと判明した。

性的不全治療薬の世界的なメーカーであるファイザー・グローバル・ファーマスーティカル社ではチェンマイ、パタヤ、サムイ島、プーケット、バンコクの5つの主要観光地を調査したが、最初の結果はFDAの調査と同様であった。

同社はFDA に合法薬の販売への規制を解除するよう求めたとWerawan 氏は述べた。

米国に本拠を置くエリ・リリー (Eli Lilly) 製薬会社の製品管理担当のラルフ・ポール・ホートン氏は国内外の団体に偽薬の広がりを抑えるための協力を要請した。

これは人の健康に関わる犯罪だと、米国 - アセアンビジネス・カウンシルが企画した反偽造医薬品対策のワークショップで彼は述べた。彼は政府に、この問題に効果的に対処するための法の施行を要請した。

FDAは偽薬を販売、製造した者に対する刑期や罰金の増を含む法の改正を準備している。

5. VCDメーカー、海賊版と戦う

(クルンテープ・トラキット紙、ビジネス欄、32ページ、タイ、2007年1月24日付)

13のVCD/DVD製造業者は、これらの13社を代表する会社、サプライヤー・ライト社を設立し、海賊版VCDとDVDの検査、押収を行うと発表した。13社の1つであるEVSエンタテインメント社のCEOのSeksan Sunankingetch氏は、新政権は摘発活動を停滞させており、政府に頼ることができないと述べた。

6. ハリウッド、法により海賊版比率が下がることを期待

(バンコック・ポスト紙、ビジネス欄、ページB3、タイ、2007年1月25日付)

ハリウッドのプロデューサーは、1994年著作権法の改正がタイでの侵害行為を減らすことを期待している。彼らによれば、タイはアジア太平洋地域で知的財産権保護で最も貧弱な記録を持つ国の1つである。

2005年にハリウッドの強力なロビーグループである映画協会(MPA)が独自に委託した調査によれば、タイで海賊版により米国映画産業が被った損害額は1億4,800万ドルに上り、この地域でワースト3の記録であった。

最悪の侵害国は中国であり、映画産業に与えた被害額は2億4,400万ドルに上る。日本は先進国でありながら、ワースト2であった。これはタイや中国が海賊版の生産拠点であるのに対し、日本では市場価格が非常に高いためである。

調査では、2005年のタイの映画産業全体の海賊版による損害額は174億4,000万バーツである。DVDやVCDのようなホームエンターテインメント製品の被害額が最高の129億4,000万バーツであり、映画が26億6,000万バーツ、ホームエンターテインメントのレンタルが18億4,000万バーツである。

知的財産局と商務省は著作権法の66条の改正を検討しており、改正により製造者や流通業者を含む侵害者が法廷外で和解をすることが禁止される。その一方、侵害者は刑事罰と懲役の対象となる。

映画協会の副会長であり、地域統括代表であるMichael Ellis氏は、同協会では第66条が小売商や露店販売業者を含むすべての侵害者を網羅することを望んでいると述べた。

知的財産局では既に国家評議会の審議のため法案を提出している。エリス氏は一度法案が可決されれば、タイ政府は法のエンフォースメント効果を高めるため、資金洗浄防止法等の他法を利用することもできると予想している。映画協会では世界規模の海賊版の氾濫の背後には組織犯罪グループが存在すると見ている。

ヘロインの密輸による利益率は350%だが、海賊版DVDの利益率は1,150%であり危険も伴わないとエリス氏は述べた。

彼によれば、偽造の光ディスクは映画協会の会員により配給される全販売額の90%を占め

る。

7. 貧困国の見過ごされがちな病気に焦点 (ネーション紙、タイ、2007年1月25日付)

他の医療会議と違い、マヒドン皇太子賞会議は世界中のマイノリティグループが直面する健康問題への対策に焦点を当てている。

会議の焦点は製薬特許システムがエイズ患者に与えるマイナス効果についての論議や救命医療を含むと、会議の議長を務めるVicharn Panich教授は述べた。

このセッションは世銀とUNAids(国連合同エイズ計画)の共催で開催される。2月1-2日にかけてバンコクで開催される。

主催者側は医療と公衆衛生分野の各国の著名人200人、開発機関及び約100人のタイ人の参加者を予定している。

8. タイはジェネリック薬のライセンスで製薬会社を仰天させる

(ロイター通信、2007年1月25日付、AFX アジア、2007年1月25日付、
バンコック・ポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年1月27日付、ネーション
紙、国内ニュース欄、ページ3A、タイ、2007年1月27日付)

保健相によれば、タイの軍事政権は心臓病と抗エイズ薬の安価なジェネリック薬にライセンスを与えたが、これが外国製薬会社にショックを与えた。

「同法は署名され、現在施行されている」と9月19日の軍事クーデター以後保健相となったモンコン・ナ・ソングラ氏は述べた。大臣は今回の決定の理由として急増する医療費の負担を挙げた。

「我々はわずかの予算で治療を受けねばならない患者を多く抱えており、こうせざるを得なかった。我々は国民が亡くなるのを見てはおれないし、特許を長期間国内で有効にしておくことはできない」と彼は述べた。

モンコン大臣は抗エイズ薬と心臓病治療薬と述べたが、それらがサノフィ・アベンティス(Sanofi-Aventis)社やブリストル・マイヤーズ・スクイブ(Bristol-Myers Squibb)社によって販売されるアボットラボラトリー社のカレトラと有名な抗血栓薬であるプラビックスであるかどうかの記者に対する言明は避けた。

11月、軍隊によるタクシン・チナワット首相の追放から2ヵ月後、暫定政権は抗レトロウイルス剤のジェネリック薬であるエファビレンツ(Efavirenz)の製造に対し最初の強制実施権を行使した。

この決定は米国製薬会社及び特許権者のMerck & Co Incより素早い反撃を受けた。これに反し、エイズ活動家は大胆な措置に出た政府に拍手した。

強制ライセンスの拡大は、12月に行われた金融操作によるパーツ高や、国内の外国企業を規制する法律の強化が提案されたことにより影響を受けている外国投資家にとって、新たな打撃となる。

タイ政府はエイズと心臓病の2つの製薬特許の効力を破棄しようとしており、これにより海外の製薬会社がタイへの投資計画を即時に見直す恐れもある。

この発表は、タイが製薬会社の大手であるメルク社の高価なエイズ薬エファビレンツに対し強制実施権を発動する決定から2ヶ月を経ずに行われた。

エイズの活動家は、特許の効力をなくし医療費の半減となるこの決定を賞賛したが、製薬会

社はこの動きを知的財産権への脅威として批判している。

タイがさらに多くの薬品のジェネリック版を使おうとすることに対し、製薬リサーチ製造者協会 (PReMA)は各会社はタイ国への投資計画を見直すことになると警告した。

「協会の主要メンバーはこれらの発表に衝撃を受け、タイへのこれ以上の投資計画は棚上げされ、外国投資環境の見直しを行うと私に確約した」と、PReMAのTeera Chakajnarodom会長は声明の中で述べた。

「メンバーは、政府が彼らの資産の安全に対し基本的な保証を与えない国に投資を継続することを憂慮している。」

世界貿易機関(WTO)は、加盟国政府が「国家非常事態」を宣言し、製薬メーカーの許可を受けずに特許医薬品のジェネリック版を製造することを認めている。しかしテラ会長は保健省は製薬会社に相談なくこの決定を下し、政府が非常事態の定義を拡大解釈していると批判した。

「法は医薬品に対するこのような措置を国家非常事態、即ち戦争状態にのみ、さらに関係する会社との交渉後にのみ認めている。」と彼は述べた。

「法のこの条項は、投資家の信頼を失わないように、慎重に、十分な注意を持って運用されるべきである。」

外国企業はいまだに、タイへの外国投資の規制が強化される法案の影響下にあり、4ヶ月前に軍事クーデターを経験した国への投資家の信頼は湿りがちである。

健康推進グループは、保健省がエイズ及び心臓病患者のための特許薬の安価版を推進し、その施策はタイ法と国際条約に合致していると述べた「政治的に勇敢な行動」を賞賛した。

保健省が薬の特許に強制実施権発動の決定を下したことで、外国の製薬大手は怒りを表明し、タイの知的財産権への投資を控えると脅したが、同グループは保健省の倫理観を称えた。

強制実施権は世界貿易機関が加盟国に認めた手続きであり、国家の「非常事態」にジェネリック薬の輸入または製造を認めている。

これは暫定政権が国民の利益のために働く好機であると述べた。一般選挙の結果の政府であればこのような政治的リスクを侵すほど勇敢ではないだろうと彼は述べた。

保健省の決定は特許法第51条に規定する政府の強制実施権にも適合すると彼は述べた。しかしながら、知的財産法の専門家Jade Donovanik氏は、政府は製薬会社の本国にも適切な説明をする必要があると述べた。

製薬会社は強制実施権が発動された場合、行政裁判所に請願を求める権利がある。しかしながら、彼らはなぜ政府が強制実施権を発動できないかを証明する必要がある。

メディスン・サンズ・フロンティア (Medicins Sans Frontieres) のKannikar Kijtiwatchakul氏は製薬リサーチ製造業者協会の声明を受けて開催された記者会見で、多国籍製薬企業が特許が破られた場合、投資を差し止めると脅したことに對し、うそをつくなど述べた。「彼らはずっと前に当地での医療リサーチを停止しており、今彼らがしていることは国内で販売するための薬品を輸入するのみだ」と彼女は述べた。

「どんな投資を言ってるのですか？参考までに申し上げますが、あなた方は投資ではなく薬を販売しているだけじゃないですか」とタイ・エイズNGO連合のSupatra Nacapew委員長が述べた。「もしタイ製薬市場を放棄するというのなら我々は皆さんの荷造りを喜んで手伝いますよ - タダでね」と彼女は付け加えた。

9. 税関は海賊版への取締り強化

(ネーション紙、ビジネス欄、ページ2B、タイ、2007年1月27日付)

バンコクポスト紙、ビジネス欄、ページB10、タイ、2007年1月27日付)

税関は反海賊品キャンペーンを再強化し、関税逃れをする輸入者に厳しく対処すると Chavalit Sethameteekul 長官は述べた。

タイと他のアジア諸国は、米国やヨーロッパから知的財産を侵害する偽造品に対しより厳しく対処するよう圧力を受けている。チャワリット長官はタイがヨーロッパや米国に向かう模倣品の中継点であると認めた。

政府は第三国向けのコンテナを査察する権限を税関局に与える新法を策定中である。オーストラリアも同様の法を施行したと彼は述べた。

無作為の積替え貨物のチェックにより、タイの港から発送される海賊品の量を減らすことができると彼は述べた。西洋諸国は中国がブランド名詐称商品の生産国の1つと突き止めている。

税関局は、関税をごまかすため購入価格を偽って申告する輸入者に対し、より厳重な対策を課すだろうとチャワリット長官は述べた。税関は自動車部品やタバコなどのような商品に焦点を当てる。

10. 安価なジェネリック薬2品が承認される

(バンコクポスト紙、国内ニュース欄、2ページ、タイ、2007年1月30日付)

モンコン・ナ・ソククラ保健相は昨日、心臓病とエイズ薬で安価なジェネリック版を認める決定を下したことに抗議し製薬会社大手がタイへの投資を凍結するとの脅しを一笑した。

モンコン大臣は最新の抗エイズ薬「カレトラ」と、心臓病の特効薬「プラビックス」の2つに強制実施権を発動したと述べた。

大臣は1992年特許法の第51条を用い、2つの薬品のジェネリック版輸入又は製造を認めた。11月に同省は同条項を使い、抗エイズ薬「エファビレンツ」の輸入及び製造を認めた。

保健省は「カレトラ」に対し5年間の強制実施権を発動した。「プラビックス」に対する強制実施権は、政府がこの心臓病薬の代替となる治療法を発見するまで継続される。

マレーシア

1. 違法商品に対する法律、より厳格化 (ビジネスタイムス、2007年1月24日付)

訪問中の米国の特許商標官は、マレーシアは消費財の模倣品に対する政策を強化することで外国投資家に対する吸引力を強めることができると述べた。

法律の枠組みと規制体制を強化し、エンフォースメントを厳格化することにより、結果が伴うとピーター・N・フォーラー上級顧問は述べた。

彼はクアラルンプールでのマレーシア製造業者連盟の知的財産権ブリーフィングの後、記者団に語った。

彼は進行中の米国 - マレーシア間自由貿易協定(FTA) の議題にIPRを載せることで海賊版に対する戦いを支援できると述べた。

フォーラー氏によれば、マレーシアは既に世界貿易機関の知的所有権の貿易関連側面(TRIPs) の基準には達している。

国際商工会議所は模倣品の世界的貿易額は1年間で6,000億米ドル(RM2.1兆)に上ると試算していると彼は述べた。

「官僚の横領に比べ、法は知的財産事件を「真の経済犯罪」と見ておらず、これがマレーシアを含め、至るところで法のエンフォースメントの大きな壁となっている。」とフォーラー氏は述べた。

知的財産局長官のKaren M. Hauda氏は特許とデータ保護の利益を強調した。それらが救命薬の開発に必要な推進力となると彼女は述べた。

「これがまた、保護された市場で新薬を発売しようとする会社の意欲をかきたてる」とHauda氏は付け加えた。

2. MPAはマレーシアの著作権侵害に対する厳格な対応を賞賛 (アジア・パルス、2007年1月24日付)

映画協会(MPA)は火曜日、マレーシアの国家経済と評判を著しく傷つけた著作権侵害者をマレーシアの法エンフォースメント機関が、容赦なく追及したことを賞賛した。

MPAのアジアパシフィック地域の副会長であり、地域ディレクターであるマイク・エリス氏は、警察により行われた何回もの押収は、マレーシアは知的財産保護に強い姿勢をもっているというメッセージを著作権侵害者に送ったと述べた。

「MPAは、マレーシアの法エンフォースメント機関が反海賊版や知的財産権保護を進めるため全面的なサポートを提供し、これからも支援を続ける」と彼は述べた。

エリス氏は1月16日クラン(Klan)での無許可の複製製造施設を捜索し、関係者4人を逮捕し、6台のVCDの複製製造ラインと2台の印刷機、2台のメタリック化しコーティングする機械、及び他の付属機械を押収した。

押収された複製機は170万米ドル(RM646万)相当と見込まれ、年間2,100万枚のディスクの製造が可能であり、3,000万米ドル(RM1億1,400万)の売上げが可能であろうと予想される。

エリス氏によれば、2006年にマレーシアの法エンフォースメント機関は、海賊版光ディスクの製造に使われたと疑われる14台のDVDと11台のVCD複製機を押収した。押収された機械は年間8,700万枚の海賊版ディスクの製造が可能である。

3. マレーシアの貿易交渉、ディスクの海賊版を壊滅させるか (ロイター・ニュース、2007年1月30日付)

マレーシアの米国との自由貿易交渉はまだ結論が出ていないが、クアラルンプールの路上にはその効果が現れ、違法な音楽や映画の厳しい取締りにより、海賊版は風にさらわれている。

マレーシアは観光客に最新の映画や音楽の安物コピー品の天国として知られていたが、米国との自由貿易交渉を進める過程で、知的財産保護を強化し、かつての評判を払拭しようとしている。マレーシアの貿易相は交渉が7月の期限までに終了するとは考えていないと述べた。

しかし米国の通商担当者はより楽観的で、違法ディスクの露天商をマレーシアの首都の路上から一掃するよう指摘している。

「世界各国は模倣品対策が直面しているのは組織犯罪だと認識しつつある。」と米国商務省の弁護士で、貿易交渉団の一員であるピーター・フォーラー氏は、マレーシア訪問中に述べた。

摘発回数が増や、港での貨物をスキャンするための強力な機械、法の強化、海賊版事件専門の裁判所などの従来からの手法に加え、一風変わった、DVDをかぎ分ける犬の訓練計画まで含め、マレーシアは対策を一掃する決意をした。

先週、クアラルンプール国際空港の税関職員は、ポリ塩化ビニールのパイプに入れられた海賊版DVDの密輸品を発見した。これはX線を通した際、画像が現れ、不信を抱いたためだ。

マレーシアの法執行官は昨年海賊版により焦点を合わせるようになったと、エンタテインメント産業の担当官が述べた。

「特に去年から、劇的な変化があった。」とマレーシアレコード産業協会の役員のTan Ngiap Foo氏が述べた。同協会は100社以上からなる団体で、レコード産業会で著作権侵害対策の先導的役割を果たしている。

シンガポール

新基金はSMEの知的財産管理を奨励

(トゥデイ、シンガポール、2007年1月24日付)

より多くの小規模ビジネスに自社の知的財産を管理させるため、政府は中小企業(SMEs)約200社を対象とした900万米ドルの基金を2年間支給する。

「知的財産(IP)管理」スキームが費用の半額を負担し、会社がIP戦略を展開し、経営診断ツールを使用する計画を進める。

「IPは、競争力をつけ、それを持続させたい会社にとって大切な助けとなる。だが、我々はその実現方がまだ遅いと見ている」とLee Yi Shyan 通商産業相は基金の開始に当たり述べた。

彼はシンガポール知的財産局が2006年に行った調査を引用し、国内会社の10社のうち3社はIPの創造や実践という戦略的ゴールを持っているが、それを文書化しているのは10社のうち2社のみだと述べた。

多くの人はIPをハイテク製品と結び付けるが、この無形資産は、例えばオールド・チャンギーカレー粉のように、どんなアイデアも含み、それが法により保護され商業化されるとリー大臣は述べた。地場のおもちゃの会社であるスティックファス(Stikfas)は、IposとSpringにより管理されるIP管理スキームを中小企業で最初に取り入れた1社である。「我々が新しい製品を開発する時、製造やマーケティングを含む他の何よりも先にIP保護のためにお金を使う。」とスティックファス社の創業者で会長のBanh Vinh Jeow氏は述べる。

フィリピン

1. NBI、400万ペソ相当のコンピューターとソフトの海賊版押収 (フィリピン・デイリー・インクワイラー、2007年1月2日付)

国家捜査局(NBI)は、マンダルヨン(Mandaluyong)市の最近の摘発で400万ペソ相当のコンピューターと海賊版ソフトを押収した、と同局の職員が述べた。

NBI知的財産部チーフのJose Justo Yap氏は、捜査チームが2006年12月にマンダルヨン市No. 197-B Epifanio Delos Santos Avenue (EDSA)にある同社の決裁サポートシステム部を摘発したと述べた。

Yap氏によれば、マイクロソフト社とシマンテック社がビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)を通じ、NBIに対してマンダルヨン社の所有者を告訴したとのことである。NBIとBSAは、国内での海賊版ソフトの氾濫を一掃するため、昨年度より情報を共有して協力している。

マニラ地方裁判所第8支部のFelixberto Olalia 判事により発行された捜査令状に基づき、NBIの捜査官が決裁部を摘発し、47台のデスクトップ型のコンピューターと、マイクロソフト社とシマンテック社の無許可のソフトを入れた9枚のCDを押収したとのことである。

Yap氏は、押収物件は時価440万ペソ相当と見積もっている。また、摘発された会社の代表者に対し、共和国法第8293号(フィリピン知的財産権法)侵害で起訴の準備が進められていると語った。

2. 反模倣品セミナー (ビジネス・ワールド、2007年1月12日付)

偽造薬の氾濫を防いで命を救え。

これが、パンガシナン州カラシアオ市のパンガシナン・リージェンシー・ホテルで最近開催された反模倣品セミナーの主眼点である。このセミナーは、フィリピン製薬保健協会と食料薬品局により主催された。

フィリピン第一地域薬局協会の会員向けのセミナーで、講師は薬品の小売業の重要性について述べた。スピーカーと参加者は一体となり、偽の薬品は危険であり、使用者の健康と安全を脅かすと証言し、偽造薬を販売している疑いのある業者の情報は、通話フリーのホットライン、番号1.800.10.FAKEMEDまで連絡するよう求めた。

3. フィリピンの現行知的財産権法、初期技術保護には十分 (Hechanova Bugay & Vilchez 法律事務所、2007年1月16日付)

フィリピン・バイオテクノロジー・サミットの間に行われたインタビューで、フィリピン・ライス研究機関(PHILRICE)の副所長のRonilo A. Beronio氏は、フィリピンには初期技術の商業化を支援する十分な法があるので、米国のBayh Doyle法と同様な法を議会が可決する必要はないと述べた。

現行の知的財産法(R.A. 8293)及び科学者、エンジニア、研究者及びその他政府の科学技術職員のためのマグナカルタ法(R.A. 8439)が、既に、官民の科学技術研究者の知的財産権を保護している。

R.A. 8439法により、民間セクターからの科学技術研究者は、適切な特許の出願により、自らの研究開発活動の成果を所有することができる。「我々は知的財産権を保護する十分な法的枠組みを持っている。これが科学研究者が気づいていない金鉱だ」とベロニオ氏は述べた。

ベロニオ氏はまた、フィリピンも加盟している国際条約の生物多様性条約は、農業問題の技術的解決法はそれ自体特許可能だと規定していると強調した。

4. 政府は模倣品対策の捜査網を拡大

(マニラタイムズ、2007年1月18日付)

知的財産局はビルのテナントが模倣品を販売し逮捕されたときはビルの所有者も有罪とすると決めた。

「我々はケソン市とマニラ市の3ヶ所で摘発を行ったが、建物内で小売商が偽物を販売していた場合、法務省は建物所有者を提訴する」と、知的財産局のAdrian Cristobal Jr 長官は述べた。

もし当局がこの計画を推し進めたなら、知的財産の侵害に対し、政府が強力な手段を講じる最初の例となる。

クリストバル長官によれば、この動きは知的財産法のより厳格な執行を命じたアロヨ大統領の11月の覚書に基づいている。

この命令により、政府機関は、模倣品販売に場所をリースさせたモールや建物所有者に対し、刑事、民事、又は行政罰での提訴を考慮する。

刑事捜査摘発(CIDG)グループはショッピングビル・アーケードのディビゾリアのTutubanセンターとフィリピン大学ショッピングセンターを摘発し、1,100万ペソの模倣品を押収した。

摘発チームのリーダーのノエルド・ロス・レイズ氏は、法務省は建物所有者とテナントを提訴すると述べた。

地方裁判所はこの摘発への捜査令状を発行した。

1,000万ペソ相当以上の偽のルイビトン製品がTutubanセンター内の幾つかの出店で押収された。ショッピングビルでは25の出店が75万ペソ相当のラコステの模倣品を販売し逮捕された。

5. 2006年の模倣品押収額13億ペソに

(フィリピン・デイリー・インクワイラー、2007年1月20日付)

知的財産権国家委員会は金曜日に、企業や団体が知的財産権擁護のキャンペーンに積極的に参加し、2006年には13億ペソ相当の侵害品押収を助けたと報告した。

様々な機関と民間団体の一致した努力により、委員会が設置された2005年より総計24億ペソの押収がされたと、委員会の先導役である知的財産局のアドリアン・クリストバル・ジュニア長官が述べた。

「この総計は関連機関の懸命な努力とIP所有者の協会、ビジネス団体、業界団体の支援、貢献の賜物だ」とクリストバル氏は述べた。彼はまた、「教育とモニター作業」の成果も称えた。

エンフォースメント活動と摘発件数は半減し、1,453件となったが、押収品の価値が増加した。これは、摘発担当者が「大口侵害者」を狙ったからだと彼は述べた。

クリストバル氏によれば、税関が、26枚の押収と差押さえの令状により、2006年に押収された侵害品の合計推計額の59%に当たる7億2,200万ペソの実績を上げた。

税関で押収した商品の中にはブランド物の靴や衣類の模倣品が含まれていたと彼は述べた。

税関のIPユニットは、税関自動作動システムとリスク管理プログラムとデータ収集管理システムの設定により、より厳格な水際管理を開始したと、彼は付け加えた。

クリストバル氏によれば、国家査察局は419回の捜査活動により2億9,100万ペソ相当の押収額を達成し、光メディア委員会は706回の査察と87回の捜査により1億7,200万ペソ相当、フィリピン国家警察は259回の摘発により1億3,100万ペソ相当の押収を行った。

6. 税関局、DVDとVCDの複製機を押収

(Hechanova Bugay & Vilchez法律事務所、2007年1月25日付)

税関局情報エンフォースメントグループ(BOC-IEG)はマニラ港で、3つのコンテナに入れられた複製機185,000米ドル相当を押収した。各々の複製機は1時間にDVDとVCDの違法コピー10万枚を大量生産する性能がある。これは正規のビジネスにとり、年間何十億ドルの損害となる。

BOC-IEGの副コミッショナーCelso P. Templo氏は、複製機は香港及び米国からの機械と部品であると虚偽の申告をしていたと述べた。すべての船荷はFDD East Commercial 社宛で、会社の住所はマニラ北部のTabang, Bulacanであった。この住所は偽物で存在しないことが判明した。

この密輸の企てにかかわった個人と会社は、「光メディア法2003」としても知られる共和国法第9239号に関連した、改正関税及び税関法の侵害の罪で罰せられるであろう。

7. IPケースのデジタルデータベース開陳される

(マニラ・ブルティン、2007年1月28日付)

IP事件のデータベースはウェブサイトを利用し、法律執行機関により法務省に提訴されたIP侵害事件のリアルタイムでアップデートされた情報を提供し、フィリピン国家警察(PNP)、国家捜査局(NBI)、光メディア委員会(OMB)、関税局(BoC)、法務省、IPフィリピンに関連した書類を提供する。

「IP事件のデータベースは、NCIPR(知的財産権国家委員会)のメンバーにとって知的財産事件に関する戦略的決定をするためのデータと情報の中央保管所である。我々がこのプロジェクトをスタートさせたのは、政府の運用に透明性を増すためである。」IPフィリピンの長官のアドリアン・クリストファー・ジュニア弁護士は述べた。

IPケース・データベースの創設は2006年11月17日のグロリア・マカパガル・アロヨ大統領のNCIPRへの覚書の9つの指示の1つである。そこでは、「IPフィリピンはデータベースとエンフォースメントのモニタリングシステムを維持し、他機関からの情報とレポートを統括する」と述べられている。

PNPとNBIのサイトで、許可を得たユーザーは現存の令状と新事件の提訴の素案をサーチし、事件のマスターリストにアクセスできる。サイトで提供される情報は逮捕状の詳細、態様、報告内容が含まれ、それらはユーザーからの情報提供を必要とする。

幾つかの完成済の情報サイトでは原告、被告、捜査令状の番号、エンフォースメント地域、押収品、模倣品の相当額、侵害対象法の種類と刑罰の内容を含む。

同様に、OMBとBoC のサイトでは同じ情報に対し、査察の情報を含む情報入力フィールドを含んでいる。4つの機関の許可を得たユーザーは新ケースを法務省に送付する。その後必要事項を入力し、記入済のフォームを下級裁判所に提出し、適切な行動を起こす。

IPフィリピンも同様に新事件をデータベースに入力できる。IPフィリピンはまた告訴者や原告のマスターリストや、6つの機関により入力された事件リストを出力できる。2月末と予定される各機関

のデータ入力の終了後、IP所有者は以下のアドレスで「知的財産データベース」にアクセスできる。
(HYPERLINK [<http://ipcdl.ipophil.gov.ph>])

IPケースデータベースは2月22日、2007年知的財産権のための官民パートナーシップ・カウンシル(P3CIPR)の初会合で公開される予定である。このカウンシルは2005年に設立され、官民セクターがIPシステム強化のため相談し、協力する場としての役目を果たす。

8. マニラ、IP侵害国リストの見直しに強気 (ビジネス・ワールド、2007年1月30日付)

IPフィリピンのアドリアン・S・クリストバル・ジュニア長官は、今年は、フィリピンは米国政府の知的財産権侵害者の優先警戒リストには戻らないと自信を持っている。

2006年の報告では、知的財産権国家委員会(NCIPR)は2005年の創設以来24億ペソ相当の侵害品を押収したと述べた。2006年単年では13億ペソ相当の商品で、前年度額より11%の増だ。

NCIPRは1PPが主導する各機関の横断的組織で、知的財産保護法のエンフォースメントを任務とする機関で構成されている。

「昨年の実績からして、米国政府は我々の収穫を認めてくれるだろうと期待している」とクリストバル氏は述べた。

米国政府は昨年当初、フィリピンをスーパー301条優先警戒リストから通常の警戒リスト国へと格上げし、その理由として、2005年に模倣品を販売していた現場への摘発回数の増加を挙げた。

米国商工会議所の2006年の東南アジアレポートでは、貿易と投資の推進を勧め、フィリピンに対しては「IP保護の強化」を求めている。同商工会議所ではこの問題で米国のフィリピンへの支援増も要求している。

米国特許商標事務局のデータによれば、フィリピンでは光メディアの海賊行為が後を絶たず、2004年に米国のクリエイティブ産業は約1億3,900万ドル相当の被害を被った。

インドネシア

1. 知的財産権でフランチャイズの定義が変更される

(ビジネス・インドネシア、2007年1月6日付)

政府は再びフランチャイズの定義を改正し、政令第16/1997号に代わるフランチャイズに関する政令(PP)にこの定義を入れようとしている。この改正では知的財産権をビジネスシステムに組み入れる。

この改正は、2006年12月の貿易局と他の関連する省との省庁間会議の結果である。

政令第16/1997号は、フランチャイズを、一方が商品やサービスの取得と販売で他方が設定した要求を受け入れる代わりに、一方は、他方が管理する知的財産権、発明又はビジネスの明確な特徴などを使用する権利を与えられと規定している。

その後、貿易局により作成された政令改正案では、フランチャイズの規定をフランチャイザーとフランチャイジーの関係で、フランチャイジーがフランチャイザーの管理する知的財産権、発明又はビジネスの明確な特徴を使用する権利を与えられ、フランチャイザーはフランチャイジーに営業上、管理上の支援を継続的に与える義務を有す。

2006年12月の省庁間会議の後、フランチャイズの定義は再びフランチャイザーとフランチャイジーを拘束するものに改正された。

2. マイクロソフト社、インドネシアで20%の伸びを予想

(ビジネス・インドネシア、2007年1月26日付)

PT マイクロソフト・インドネシアは今年度業績の20%の伸びを予想している。これは、政府が法的な整備を行い、知的財産権のエンフォースメントを推進し、効果的な投資環境の整備に一層の努力を行った結果である。

PTマイクロソフト・インドネシア社長のTony Chen氏は、インドネシアの知的財産権法のエンフォースメントは過去2年間で改善したが、政府が国内のソフトウェアの海賊版比率を2006年の87%から引き下げる努力をするよう期待すると述べた。

BSA (ビジネス・ソフトウェア・アライアンス)のデータによれば、インドネシアのソフトウェアの海賊版は最大で2億8,000万米ドルの損失となる。

彼は、ソフトの海賊版の撲滅により政府のIT産業からの税収は現行の2,000万米ドルから5倍増となると予想する。撲滅により雇用は13倍増が可能となると彼は付け加えた。

彼は、政府はインドネシアでのIT産業の成長をサポートする良い刺激を持続できると期待する。

3. インドネシアは1999年ジュネーブ条令加盟を考慮

(ビジネス・インドネシア、2007年1月29日付)

政府は国内の意匠の多数国での登録を容易にするため、1999年ジュネーブ条令への加盟を検討している。

法務人権省知的財産権局著作権意匠部長のAnsori Sinungan氏によれば、政府は依然として国際条令に加盟する事の得失を考慮中である。

「インドネシアは1999年ジュネーブ条令への加盟を急いではいないが、加盟する意思は確かにある。」と最近彼は語った。本条令に加盟する意義の1つは事業者が多くの国で意匠を登録するのが簡単になることだと、彼は説明した。

「意匠の所有者は1国で出願するだけで、そのデザインは条令加盟国で登録される」と彼は解説した。

1999年ジュネーブ条令に加盟すれば、最初に、国内工業デザイン法(法第31/2000号) が国際条約に合致するよう改正されると、彼は認めた。

ベトナム

1. セミナーは海賊版に照準

(タイ・ニュース・サービス、2007年1月9日付)

ホーチミン市で開催されたセミナーによれば、ベトナムが世界貿易機関の正式なメンバーになることにより、国内の事業者が偽物や模倣品を扱うことが難しくなっていくであろうとのことである。

Truong Thi Hoa弁護士はセミナーで、ベトナム企業は、国内で生産されている模倣品問題に加え、国外からの模倣品の流入により、これまで以上の競争にさらされるだろうと述べた。

セミナーの参加者の中には、偽物の氾濫は国内消費者が安い商品を購入したがるせいであるとの見方や、多くの消費者が偽物を見極めることは大変であることも指摘された。

知的財産法のコンサルタント会社Vo Tran Ltd のCo Vo Minh Tam代表は、企業は偽造品との戦いに嫌気がさしていると語る。同社はヒューレット・パカード社(HP)の代理人として知的財産権の侵害と取組んでおり、2005年に29件のHP社の知的財産権侵害事件を発見したが、去年は49件に増加した。

先週のセミナーの全参加者は、不正な商品の製造と販売は彼らのビジネスと国家経済を疲弊させるという点で一致した。参加者は知的財産権侵害に対する不十分な罰則に対し懸念を表明した。

Hoa氏は、企業は顧客に本物と偽物を見分ける最も有効な情報を提供するとともに、消費者が偽物購入を辞めるよう啓発することで自己防衛をすべきだと述べた。

2. ベトナム、日本との経済連携協定の交渉開始

(ニュース・サービス、2007年1月17日付)

ベトナムと日本は、去年の合意に基づき、1月16日、ベトナムのグエン・タン・ズン首相が訪日した折、二カ国の代表による最初の経済連携協定(EPA)の交渉が持たれた。

この交渉ラウンドの開始に当たり、交渉団代表の外務省の横田淳特命全権大使(国際貿易・経済担当)が、日越間の政治的、外交的、社会経済協力に高い評価を述べた。

オープニングセッションに続き、交渉団は貿易対象品、サービス、競争、原産地、知的財産、税関、他の協力分野につき会議を行った。

3. ベトナム、スペインと多分野での相互協力を打ち上げ

(BBCモニタリング、アジア・パシフィック、2007年1月21日付)

政府官僚は、ベトナムとスペイン間の文化、教育、科学研究、青少年活動、スポーツの分野での交流が加速していることは、両国の包括的協力に向けた、長期的な確固としたステップであると発表した。

トラン・チエン・タン文化情報副首相は、1月18日、上記の分野での協力条約の調印式にあたり、このようなコメントを発表した。

ハノイでタング副大臣とスペインの国際協力国務大臣レイル・パジン氏により調印された協定の下で、ベトナムとスペインは劇場、音楽、オペラ、バレエ、映画制作、美術館作品、知的財産権及び著作権保護での協力を強化する。

教育に関しては、教育プログラム、特にスペイン語教育プログラムの交換を進め、専門家が学校、大学、研究機関を訪問する。

教育面では科学技術政策の情報交換を増やし、2カ国の科学者の会議を促進することに合意した。

4. ベトナム、UPOV条約に従う

(ベトナム・ニュース・ブリーフ・サービス、2007年1月24日付)

農業及び農村開発省は、ベトナムの植物の新品種保護に関する国際同盟(UPOV)への加盟を宣言する会議を開催した。

ベトナムは2006年12月24日、正式にUPOV の63番目の加盟国になった。この条約は植物の新品種の開発を奨励するもので、明確に定義された原則に従い種苗育成者に知的財産権を与えようとするものだ。

今日まで、ベトナムはこの条約に加盟する最初のアセアンメンバー国である。

保護を受けるためには、品種はある一定の条件を満たさねばならない。例えば、現存する一般に知られた品種とははっきり区別できるとか、十分にそろっており、安定した種であることなどが条件だ。

会議では、同省(MARD)では初めて4つの事業体に知的財産権を与えた。それらはハイ・フオング ハイテク アグリサービス社のベト・ライ20パディ社、ハノイ農業大学1のTH3 - 3ハイブリッド粉品種、ベトナム・シンジェンタ会社のNK54ハイブリッドとうもろこし品種、タイのモンサント社のDEKABL 414 ハイブリッドとうもろこし品種である。

植物の新品種の保護に関する国際同盟(UPOV)はスイスのジュネーブに本拠を置く国際的機関である。

UPOVは植物の新品種の保護に関する国際条約により設立された。この条約は1961年にパリで採択され、1972年、1978年、1991年に改正された。

5. 首相はスイスが支援する知的財産計画を承認

(タイ・ニュース・サービス、2007年1月29日付)

企画投資省(MPI)からの提案を熟慮した後、グエン・タン・ズン首相はスイス - ベトナム知的財産プロジェクトを、スイスからの技術援助の対価として130万スイスフラン(100万米ドル相当)の予算で承認した。この経費は科学技術省(MST)の予算から支出される。

首相は科学技術省に対し、特に予算運営で関係機関の意見に基づき、現行法制に沿った形でこの計画を完成させ、評価し、承認し、実行に移すよう指示した。

科学技術省はプロジェクトの契約書を完成させ、スイスからの代表団との調印のため首相に提出することになっており、署名と国際条約の執行が現行法及び両国間の協力条約に合致するよう配慮される。

6. 弁護士IP法を語る

(サイゴン・タイムズ・デイリー、2007年1月31日付)

ベトナムの世界貿易機関(WTO)への加盟に伴いIP問題はホットな話題となるため、200人以上の弁護士が昨日ホーチミン市に集まり、知的財産法の新条項について論じた。

会議では、国家知的財産局長官のPham Dinh Chuong氏がWTOの知的所有権の貿易関連側面に関する協定(TRIPs)によって保護される点を列挙した。

保護される知的財産権は著作権及び著作隣接権、商標、地理的表示、契約上のライセンスに対する反競争的行為の制限、特許、集積回路のレイアウトデザイン、秘密情報であると彼は述べた。

国家知的財産局の訓練センター所長のNguyen Van Bay氏は、同局で登録された商標の70 - 80%はベトナム企業に属し、これは国内企業がIP問題をよく認識していることを示すと述べた。

インド

1. IT大企業、団結して海賊版と対決

(ビジネス・スタンダード、2007年1月5日付)

海賊版比率を引き下げるため、マイクロソフト・インド社とDell、HCL、HP、Lenovo、Sahara、Wipro、ZenithのようなIT企業は、入手が容易な真正ソフトを作ることを目指し、「Asli Widows ka Asli offer」キャンペーンを立ち上げた。

正規のウィンドウズのPCを購入した顧客は、毎日お楽しみの景品が当たるチャンスがある。景品の中には、PCやフラット・モニター、ワールド・スペース・レシーバーが含まれる。加えて、顧客は4,000パーツ相当のサービスを受けられる(ブロードバンドの接続料2ヶ月無料及びアンチ・ウイルスソフトのディスカウント)。あるPC製造業者は正規のWindows XP搭載のPCに対する3年間のきめ細かな保証を提供する。

マイクロソフト・インド社のHitendra Chaturvedi取締役は、「海賊版は全ソフト業界を蝕む問題で、これに対処するため協力することがエコシステムにとって重要だ。インドが世界的な経済的巨人になるための飛躍を証明する重要なハードルの1つが、知的財産権を脅かす海賊版の氾濫への対処だ。象徴的な例が、2005年だけで、インドでソフトの海賊版による損害はおおよそ5億6,600万米ドルに上るといふ点だ。この脅威の派生効果が拡大し、困難が予想されるので、法律、教育、エンフォースメントのすべての分野での協力が必要となる。」と述べた。

海賊版比率が10%落ちることにより、地元の小売商は52億米ドルの利益増となり、国家の歳入も3億8,600万ドルの増となり、ハイ・テク関連、高収入の約5万件の新規雇用が生まれるだろう。

しかしながら、エコシステム全体が、危険性の高い海賊版より本物を使うことのメリットを繰り返し訴える努力を協力して行うことにより、脅威の広がりを食い止められるだろう。このプログラムはインド全体で2006年12月18日に開始され、1ヶ月間継続される。

2. 米国のグループ、Bollywoodの海賊版摘発を計画

(アジェンダ・フランセ・プレス、2007年1月7日付)

米国トップ企業のロビーグループが、インド映画産業の侵害行為の摘発に乗り出し、海賊版天国の中国で知的財産権侵害をテーマにした国際サミットを開催する。

世界で人口が最も大きい2カ国が、米国通商代表部が年次で作成する、世界の国々の知的財産権保護対策に関する報告書の「優先警戒リスト」に含まれている。

米国商工会議所は先週、著作権侵害対策のため何百万ドルもの予算をかけた2007年のビジネス戦略を発表した。この計画では毎年米国経済を2,500億ドル押し上げ、75万件の仕事を提供する。

商工会代表のトーマス・ドノヒュー氏は、教育、発見、エンフォースメントの3つを主眼とする計画は、「Bollywood映画の海賊版の影響に関する研究」が含まれる。Bollywoodはムンバイを拠点とするヒンズー語のポピュラー映画につけられた通称である。

年間約1,000本の映画を製作するインド映画産業は、量的には世界最大規模だが、収益は非常に少ない。ボリウッドが直面する大きな問題の1つが、VCD、DVD、映画のビデオコピーの違法販売、オンラインの海賊行為を通じた著作権の侵害行為であり、これらすべては2007年前半の米

国企業グループの研究でカバーされるであろう。

米国のハリウッドの海賊版に対する危惧も理解できる。

インドからの映画は米国で最も収益を上げる外国映画であり、年間収益が15億ドルと見込まれると、DVDオンデマンドシステムの米国プロバイダーの子会社であるタイトルマッチ・エンターテインメント・グループが述べた。

ハリウッドの収益は向こう5年間で年率16%の伸びが期待され、市場を30億ドル以上に伸ばすと、同グループでは述べた。

3. 政府はインドの特許保護への取り組みを提示

(エコノミックタイムズ、2007年1月13日付)

政府がインドを知的財産権のハブにしようと計画しているので、インドの映画、音楽、製薬セクターは、知的財産権保護の充実を期待できる。IPRの研究開発のためトップクラスのシンクタンクを設置したのは、特許、商標、著作権、地理的表示(GIs)保護の国際条約交渉の場で、インドの地位を高めようとする戦略カードの1枚である。

IPR出願の審査もインドの専門家が国際的、特に米国のような国々からの専門知識を得ることでよりグレードアップしてきた。政府はまた4大都市の特許商標事務所のネットワーク化を進めている。

インドをIPRのハブにしようとする動きが産業政策推進局(DIPP)により推進されている。政府は既にミュンヘンのマックス・プランク・インスティテュートとオーストラリアの特許インスティテュートと提携し、IPR マネジメント・インスティテュートの検討を進めている。

映画、音楽、製薬がIPRの重要な分野というIPRマネジメントの現実を頭に置き、検討中のインスティテュートは研究開発の機関として、また政策のシンクタンクとしても機能する。また、このインスティテュートは支援を受け、産業の特別分野の研究開発も行う。さらに、世界貿易機関(WTO)のような国際フォーラムでの対話のため政府に重要な情報提供を行う。

強力なIPR体制を確保するためのインフラが拡充されつつあるとDIPPの長官のAjay Dua氏が述べた。本紙(ET)の照会に対し、ムンバイ、デリー、チェンナイ、カルカッタの特許事務所をネットワークでつなく、13億ルピーのプロジェクトが進行中とのことである。

政府の現在の動きは、かつて多国籍企業がインドのIPR保護に懸念を表明していた時代とは様変わりの様相だ。製品特許を導入し、それを目に見える形で実行した点では、インドでは他の多くの巨大市場よりずっとうまくいった。政府は今やインドがIPRのプロとしてのイメージを持つように望んでいる。これは多国籍企業のインドへの投資を奨励するのとは別に、R&Dに従事するインドの会社も助ける。

政府は特許出願が5倍増となったことを視野に入れ、IPR保護の要求の高まりに合わせた人材の養成も行なっている。インドは米国やEUのような重要メンバーと専門的技術を交換する協定に調印した。

4. インド政府TRIPs協定の変更に賛成

(アジア・パルス、2007年1月19日付)

政府が緊急事態に「強制実施権」を発動し、特許薬の製造者の独占的使用権を破棄することを認めたWHOのTRIPs協定に、インドは、重大な変更を加えた。TRIPs条約第31条の改正を

承認する決定はWTOに関する内閣委員会で行われたと、対外関係省のPranab Mukherjee 大臣は会議の後に述べた。

世界貿易機関の加盟国は2001年、ドーハの大臣級会議で強制実施権に関するTRIPs協定第31条の改正を決定した。

Mukherjee大臣は、TRIPs改正により恩恵を受ける後進国のほとんどは既に新特許体制を承認しており、「インドもこれを承認した」と述べた。

5. インド国民、ノバルティス社の特許訴訟に抗議

(ダウ・ジョーンズ アジアン・エクイティーズ・リポート、2007年1月29日付)

29日、ニューデリーで何百人ものインド人活動家が、スイスの製薬大手のノバルティス AG(NVS)社がインドの特許法に対して法廷闘争をしていることに対し、それにより何百万ものインド人が薬を入手できなくなると抗議した。

ノバルティス社は良く知られた白血病治療薬Gleevec(ヨーロッパとインドではGlivec として知られている)を製造しているが、同社はこの薬の新バージョンの特許を出願し、政府より拒絶されたことに抗議している。

もしノバルティス社が訴訟に勝利した場合、インドの会社はこの薬のジェネリック薬を製造することが禁止される。活動家らは、これが抗レトロウイルス・エイズ薬を含む現在インドなどで低価格で製造されている重要な薬品の特許保護を求めている他の製薬会社の前例となってしまうことを恐れている。

2005年1月1日に施行されたインドの特許法は、インドが世界貿易機関に加入した1995年以降の新発明、あるいはより効能を増した改良型の薬品に、製品特許を与えている。

ノバルティス社は、改良型の新薬は身体への吸収がより容易であると主張する。しかし、インドの製薬会社とエイズグループは、Gleevecは1995年以前に開発された旧薬の型だと言う。インドの製薬会社の何社かは既にGleevec のジェネリック版コピー薬を製造しており、スイス企業の価格が1か月分の服用量2,600米ドルであるに対し、その10分の1の価格で販売している。

インドの製薬会社は他の多くのジェネリック薬も製造しており、それらはブランド薬の価格の数分の1で手に入り、多くの発展途上国で使用されている。これらの諸国では、手に入りやすい薬の需要が非常に高い。

ノバルティス社は自社の立場を擁護し、たとえ訴訟に勝ったとしても自分で購入できない患者には、この白血病薬を無料で提供すると述べている。

パキスタン

1. 海賊版ソフト使用のコンピューター2業者、逮捕される

(バルチスタン・タイムス、2007年1月23日付)

ラホール警察はソフトウェアの海賊版に対する全国規模の取締りで、新品のコンピューターのハードディスクに無許可のソフトをインストールした罪で、ワダット通りのコンピューター2業者を逮捕し、47枚の違法CDを押収した。「ライセンスのないCDを使用、販売、製造した者は誰でも、著作権法に照らし、厳格な法的処罰に服さねばならない。」と、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(BSA)のスポークスマンは述べた。BSAは世界の主要なソフトメーカーが世界中の海賊版をチェックするため設立した団体である。

ソフトウェアの海賊版は世界的問題であり、IT産業を脅かしている。それゆえ緊急な対応が必要だと彼は強調した。2005年にパキスタンは海賊版により4,800万米ドルの損害を被り、世界規模ではソフトウェア産業は342億9,700万米ドルもの損害を受けた。「どんな産業もこのような高い海賊版比率を許すことはできない。」と昨日発表された新聞発表でスポークスマンは語っていた。

BSAはまた、法のエンフォースメント当局を支援しパキスタンでのホワイトカラー犯罪をチェックしているが、国内外のすべての会社に、各社で使用しているコンピューターのハードディスクに無許可のソフトがインストールされていないか確認するよう依頼した。

スポークスマンは「合法的ソフト使用を確実にするための事前通告無しの摘発は、全国で展開され、海賊版比率が現在の86%という高率から劇的に引き下げられるまで続けられる」と説明した。彼はパキスタン政府はソフトの海賊版に対し強いスタンスをとっており、海賊版の摘発に対しBSAの行動を全面的に支持していると述べた。

BSAは、海賊版比率を下げるため全国で何十万枚という違法CDを押収する際、警察、FIA、税関に協力してきたと彼は述べた。海賊版のレベルが低くなれば国内外のソフト製造業者を助け、国内の成長著しいIT産業で多くの就労を生み出すと彼は付け加えた。

同スポークスマンは、一旦コンピューターに違法ソフトがインストールされ、それが押収された場合、その会社はコンピューターのハードディスクに保存された貴重なデータを失うことになる。ラホールでのこの間の摘発により、違法ソフトをインストールした2台のコンピューターとすべての偽造CDが警察により裁判での証拠品として押収されたと彼は述べた。

「エンドユーザーは、海賊行為は知的財産の盗用により暴利をむさぼっており、コンピューターのユーザーがこれらのビジネスからソフトを入手した場合、実際には彼らは盗品を手に入れたことになることを理解すべきだ。」とスポークスマンは強調した。

彼は、カラチで2つのホットライン(021-4534396と021-4537497)が開設され、海賊版の法的意味合い、著作権法、パキスタンでの正規のソフトウェアの購入について、情報が必要な人に提供していると述べた。これらのラインは平日、無料でアクセスできるとも付け加えた。

2. パキスタンと日本、相互貿易推進のため15の課題に合意

(アジア・パルス、2007年1月25日付)

パキスタンと日本は火曜日、二国間の相互協力と貿易を増進させるため、提案された行程に従い15の課題を推進することに合意した。

両国政府は過去数年間、ビザの発行から技術支援まで特に人材開発面を含めた種々の分野で、障害や問題点を確認してきた。

パキスタン・日本間の協同ビジネス会議の結論として、日本側はパキスタンへの直接投資を妨げる要因の1つとしてインフラ未整備の問題を挙げた。

パキスタンはインフラの整備を促進し、道路の補修、人と物の輸送、港湾設備、水と電気の供給、工業団地などの整備から手をつけるよう要請された。

日本側は、価格を抑えることは企業の収益を減じ、長期的には事業の継続が危ぶまれるとの意見であった。パキスタンはさらに、合法的な特許が与えられている医薬品に対し、ジェネリック版の製造に許可を与えないよう要請も受けた。

パキスタン政府は、パキスタン興業銀行(IDBP)を財政支援し、早急に日本の債権者へ遅滞分の返済を行なうよう勧告された。これは日本の民間セクターにとってパキスタンへの最後の不良債権であり、同国のイメージを悪くさせていた。

会議ではパキスタンが外国直接投資に対し、インド、バングラディッシュやスリランカのような国と歩調を合わせ、最低でも5年から10年、税を減免する優遇策を提供するよう提案があった。

トルコ

トルコ議会は海賊版出版物と戦うための法律改正を承認
(BBCモニタリング・ヨーロッパ、2007年1月1日付)

芸術的知的作品法及びトラベル・エージェンシー法の改正案が議会を通過した。これにより、海賊版出版物との戦いで商品を押収した者に対しボーナスが与えられる。

この法により、知的財産を保護し、通常の出版現場以外でも、例えば本をコピーしたり、複製を製作したり、ファイリングやコピーや販売をする場合、料金を支払えば許可証が与えられるという効果的やり方で知的財産権保護が可能となる。

海賊版対策として、海賊版コピーと出版物が押収された場合、査察委員会の委員長とメンバーの職員に対しボーナスが支給される。彼らの任務は侵害の予防とモニタリングと査察であり、侵害商品の押収では直接的な役割を果たす。

査察委員会の委員長とメンバーへのボーナス支給額は、査察の結果の押収品により、指示により決定される。ボーナスは関係者全員で均等に配分される。

中東

1. GCCは近々にEUとの自由貿易協定に署名

(ミスト・ニュース、2007年1月16日付)

ガルフ・デیلیー・ニュースの伝えるところによれば、GCC(湾岸協力会議)の最大貿易対象地域であるEUは、近々湾岸諸国との自由貿易協定の締結を予定していると欧州委員会の担当者は述べた。

世界貿易機関条約に基づいた協定は、商品とサービスの貿易、投資の促進、知的財産権保護、一般入札の解禁、人権と違法移民をカバーする。しかし、提案された協定では、EC27カ国はGCCからの輸入品にいかなる関税も課すことはできないと彼らは述べた。

2. BSAの地域的反海賊版活動

(アラビアン・インターネット・ニュース、2007年1月21日付)

ビジネス・ソフトウェア・アライアンスでは中東でのソフトウェア海賊行為を減ずるため、新たな意識高揚啓発キャンペーンを、域内の当局とともに開始した。キャンペーンでは一連の訓練プログラム、セミナー、消費者とビジネス慣行に影響を与え、正規ソフト製品を使うことの利点を啓発するための会議を含む。Mena(中東、北アフリカ)地域の政府は2005年の海賊行為による損害額は16億米ドルに上ると予想している。